

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」新旧対照表

現行	改正後
<p>Ⅱ－３－４ 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－３－４－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ 意義 （１）～（２）（略）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点 （１）（略）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品または取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供することとしているか。 なお、検証にあたっては、特に以下の点に留意する。</p>	<p>Ⅱ－３－４ 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－３－４－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ 意義 （１）～（２）（同左）</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点 （１）（同左）</p> <p>（２）契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① 商品または取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として必要な情報を的確に提供することとしているか。 なお、検証にあたっては、特に以下の点に留意する。</p>

現行	改正後
<p data-bbox="237 336 483 368">イ. ～ロ. (略)</p> <p data-bbox="257 480 344 512">(追加)</p> <p data-bbox="237 868 1088 1139"><u>ハ. 包括根保証契約については判例上一定の場合に保証人の責任が制限されていることを踏まえ、経営に実質的に関与していない第三者と包括根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、債務者の借入残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</u></p> <p data-bbox="215 1203 741 1235">② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p data-bbox="259 1299 1088 1331">顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止</p>	<p data-bbox="1193 336 1473 368">イ. ～ロ. (同左)</p> <p data-bbox="1193 432 2045 560"><u>ハ. 連帯保証契約については、補充性や分別の利益が無いことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。</u></p> <p data-bbox="1216 576 2045 655"><u>(注1)「補充性」とは、主たる債務者が債務を履行しない場合にはじめてその債務を履行すればよいという性質をいう。</u></p> <p data-bbox="1216 671 2045 799"><u>(注2)「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分(負担部分)についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。</u></p> <p data-bbox="1193 868 2045 1043"><u>ニ. 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</u></p> <p data-bbox="1171 1203 1697 1235">② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p data-bbox="1216 1299 2045 1331">顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止</p>

現行	改正後
<p>するため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. から<u>三.</u>の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ. 貸付契約 貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、顧客の<u>知識、経験及び財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</u></p> <p>ロ. 担保設定契約 極度額等の契約内容について、担保提供者の<u>知識、経験及び財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</u></p> <p>ハ. <u>経営に実質的に関与していない第三者に保証を求める場合</u> ・保証人の立場、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p>	<p>するため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の<u>知識、経験等</u>に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のイ. から<u>ハ.</u>の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。</p> <p>イ. 貸付契約 貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、顧客の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</p> <p>ロ. 担保設定契約 極度額等の契約内容について、<u>債務者との取引状況や今後の取引見通し</u>、担保提供者の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</p> <p>ハ. <u>保証契約</u> 保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p>

現行	改正後
<p>(追加)</p> <p>・特に包括根保証契約については、「<u>債権保全の観点からみて有効性に限界がある</u>」と指摘されていることも踏まえた客観的合理的理由</p> <p>二. <u>経営者等に包括根保証を求める場合</u> 家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「<u>経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる</u>」とされる一方、代表者であることをもって一律に<u>包括根保証</u>を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該<u>保証人</u>と<u>包括根保証契約</u>を締結する客観的合理的理由</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の説明</p>	<p>・<u>根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由</u></p> <p>・<u>経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由</u></p> <p>・<u>経営者等に保証を求める場合には、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であることをもって一律に保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該経営者と保証契約を締結する客観的合理的理由</u></p> <p>③～④ (同左)</p> <p>(3) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の説明</p>

現行	改正後
<p data-bbox="237 288 1088 512">借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p data-bbox="237 528 1088 655">このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p data-bbox="215 719 1088 799">① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合</p> <p data-bbox="237 863 1088 1038">これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、Ⅱ－３－４－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p data-bbox="253 1150 338 1182">（追加）</p>	<p data-bbox="1193 288 2045 512">借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p data-bbox="1193 528 2045 655">このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p data-bbox="1171 719 2045 799">① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合</p> <p data-bbox="1193 863 2045 1038">これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、Ⅱ－３－４－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p data-bbox="1193 1054 2045 1278"><u>特に、「民法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 147 号）の施行に則して既存の包括根保証契約の見直しを行う際に、あわせて主債務者との取引関係も見直す場合には、当該主債務者に対して銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、当該法律改正を口実とする不適切な説明を行っていないか。</u></p>

現行	改正後
<p>②～③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ－3－4－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p>当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告（法第 24 条に基づく報告を含む）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき改善報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。<u>ただし、法第 24 条に基づき各銀行から報告される「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の中に、平成 16 年度までの「集中改善期間」内に改善を図る計画が記載され、その実行が確実に見込まれる場合には、その実施状況をフォローアップすることを基本とする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>②～③ (同左)</p> <p>(7)～(8) (同左)</p> <p>Ⅱ－3－4－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p>当局としては、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告（法第 24 条に基づく報告を含む）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき改善報告を求め、または、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (同左)</p>